
平成18年 第1回臨時会

上富良野町議会会議録

平成18年5月12日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（5 月 1 2 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	2
○開 会 宣 告・開 議 宣 告	3
○議会運営等諸般の報告	3
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	3
○日程第 2 会期決定の件	3
○日程第 3 報告第 1 号	3
○日程第 4 報告第 2 号	9
○日程第 5 議案第 1 号	9
○日程第 6 議案第 2 号	1 1
○日程第 7 議案第 3 号	1 2
○日程第 8 議案第 4 号	1 3
○日程第 9 発議案第 1 号	1 3
○閉 会 宣 告	1 5

平成18年第1回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求める件（平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第7号））	5月12日	承認可決
2	専決処分の承認を求める件（平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第4号））	5月12日	承認可決
3	平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）	5月12日	原案可決
4	平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）	5月12日	原案可決
	報 告		
1	専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）	5月12日	報 告
2	専決処分報告の件（衣川橋橋梁架替工事（下部工）請負契約変更の件）	5月12日	報 告
	発 議		
1	高校再編に伴う北海道上富良野高等学校の存続を求める意見の件	5月12日	原案可決

平成18年第1回臨時会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成18年5月12日（金曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 5月12日 1日間
第 3 報告第1号 専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）
第 4 報告第2号 専決処分報告の件（衣川橋橋梁架替工事（下部工）請負契約変更の件）
第 5 議案第1号 専決処分の承認を求める件（平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第7号））
第 6 議案第2号 専決処分の承認を求める件（平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第4号））
第 7 議案第3号 平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）
第 8 議案第4号 平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）
第 9 発議案第1号 高校再編に伴う北海道上富良野高等学校の存続を求める意見の件
-

○出席議員（18名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 清水茂雄君 | 2番 | 徳島稔君 |
| 3番 | 岩崎治男君 | 4番 | 梨澤節三君 |
| 5番 | 小野忠君 | 6番 | 米谷一君 |
| 7番 | 岩田浩志君 | 8番 | 吉武敏彦君 |
| 9番 | 米沢義英君 | 10番 | 仲島康行君 |
| 11番 | 中村有秀君 | 12番 | 金子益三君 |
| 13番 | 村上和子君 | 14番 | 長谷川徳行君 |
| 15番 | 向山富夫君 | 16番 | 渡部洋己君 |
| 17番 | 西村昭教君 | 18番 | 中川一男君 |
-

○欠席議員（0名）

○遅参議員（0名）

○早退議員（1名）

- 12番 金子益三君
-

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 町長 | 尾岸孝雄君 | 助役 | 田浦孝道君 |
| 教育長 | 中澤良隆君 | 総務課長 | 佐藤憲治君 |

企画財政課長 北川 雅一 君
町民生活課長 尾崎 茂雄 君
教育振興課長 岡崎 光良 君

税務課長 高木 香代子 君
建設水道課長 早川 俊博 君

○議会議務局出席職員

局長 中田 繁利 君
主査 大谷 隆樹 君

次長 藤田 敏明 君

午前 9時00分 開会
(出席議員 18名)

開会宣告・閉議宣告

議長(中川一男君) ご出席ご苦勞に存じます。
ただ今の出席議員は18名でございます。

これより平成18年第1回上富良野町議会臨時会
を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のと
おりであります。

議会運営等諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち議会運
営等諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長(中田繁利君) ご報告申し上げます。

今臨時会は5月9日に告示され、同日、議案等の
配布をいたしました。

今臨時会の会期日程等その内容は、お手元に配布
の議事日程のとおりであります。

今期臨時会に提出の案件は、町長からの提出の議
案第1号ないし議案第4号の4件、報告第1号ない
し報告第2号の2件であります。議員からの提出案
件は、発議案第1号の1件であります。

今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出
席を求め、別紙配布のとおり出席いたしております。

以上です。

議長(中川一男君) 以上をもって議会運営等諸
般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員
の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定に
より、議長において、

5番 小野 忠 君

6番 米 谷 一 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を
議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決しました。

日程第3 報告第1号

議長(中川一男君) 日程第3 報告第1号専決
処分(上富良野町税条例の一部を改正する条例)の
報告を行います。

本件の報告を求めます。

税務課長。

税務課長(高木香代子君) ただいま上程いた
きました専決処分の報告の件につきまして、初めに
その概要を説明申し上げます。

国会におけます平成18年度の税制改正法案の成
立が3月末になりますことから、3月定例議会にお
きまして町税条例の一部を改正する条例につつま
して、町長の専決処分事項としての議決をいただき
ました。3月27日国会におきまして、税制改正法案
が成立し3月31日公布されましたので、平成18
年4月1日をもちまして町税条例の一部を改正する
条例の専決処分をいたしましたので、ここにご報告
申し上げます。

今回の町税条例の一部の改正につきまして、その
主な改正点をご説明申し上げます。

第1点目といたしまして、個人町民税所得割の税
率を10%の比例税率となることから所要の改正を
するものであります。第2点目といたしまして、個
人町民税所得割・均等割の非課税限度額において、
控除対象親族を有するものの加算額が引き下げにな
ることから所要の改正をするものであります。第3
点目としまして、定率減税の廃止であります。第4
点目といたしまして、土地に掛かる固定資産税の負
担調整措置の見直しであります。負担水準が低い土
地について、制度を簡素化し均衡化を一層促進する
措置を講ずるための所要の改正をするものでありま
す。第5点目といたしまして、たばこ税の税率の引
き上げであります。1,000本につき3,298

円に、旧3級品につきましては1,000本につき1,564円に引き上げるものであります。第6点目といたしまして、国民健康保険税の介護納付金課税額の限度額を8万円から9万円に改めるものであります。以上が主な改正点であります。以下議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町税条例の一部を改正する条例。
次のページをお開き願います。

専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）。

平成18年4月1日 上富良野町長 尾岸孝雄。

上富良野町税条例の一部を改正する条例。第1条 上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

この後につきましては、条例の朗読を省略させていただきます。条を追って内容の説明をいたしますのでご了承願いたいと思います。

第24条第2項につきましては、個人の町民税の非課税の範囲の規定でありまして、均等割の非課税限度額について控除対象親族を有するものの加算額を18万円から17万円に改めるものであります。

第31条第2項につきましては、均等割の税率の規定でありまして、地方税法の改正による条文の整理であります。

第34条の2につきましては、所得控除の規定でありまして、損害保険料控除を改組し地震保険料控除に改めるものであります。

第34条の3第1項につきましては、所得割の税率の規定でありまして課税所得3段階の税率から一律6%に改めるものであります。

第34条の4につきましては、見出しを法人税割の税率の規定に改め変動所得または臨時所得の平均

課税方式を18年度をもって廃止するものであります。

第34条の6につきましては、見出しの法人税率の税率の規定を改め、新たに設けた調整控除の規定であります。所得税と個人町民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人町民税の所得割から減額措置するものであります。個人町民税の課税所得金額は、200万円以下の場合5万円に人的控除額の差の合計額を加算した金額または、個人町民税の課税所得金額のいずれか小さい額の100分の3に相当する金額を控除する規定であります。個人町民税の課税所得金額が200万円超の場合、5万円に人的控除額の差の合計を加算した額から町民税の課税所得金額から200万円を引いた額を差し引き、その金額の100分の3に相当する金額を控除する規定であります。

次のページをお開き願います。

第34条の7につきましては、外国税額控除の規定でありまして、地方税法の改正による条文の整備であります。

第34条の8につきましては、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定でありまして、同条第1項については控除率100分の68を5分の3に改め、条文の整備であります。同条第2項追加の第3項については、所得割額から控除することができなかった金額がある時は、控除することができなかった金額をその年度分の道民税または町民税に充当するものとする規定の条文の整備であります。

第36条の2につきましては、町民税の申告の規定でありまして同条第1項につきましては、損害保険料控除額を地震保険料控除額とするものであります。同条第6項につきましては、所得税法の改正による条文の整備であります。

第51条第1項につきましては、町民税の減税の規定でありまして条文の整備であります。

第53条の4につきましては、分離課税に係る所得割の税率の規定でありまして、所得割の3区分による税率を一律100分の6とするものであります。

第57条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の規定でありまして、地方税法の改正による条文の整備であります。

第59条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産税の所有者がすべき申告の規定でありまして、地方税法の改正による条文の整備であります。

第61条につきましては、固定資産税の課税標準の規定でありまして、同条第9項、同条第10項の特例措置に文化財保護法に規定する家屋及び土地を加え条文の整備であります。次のページに参ります。

第95条につきましては、たばこ税の税率の規定でありまして、税率3,064円に改めるものであります。

附則第5条につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定でありまして、同条第1項につきましては所得割の非課税限度額について、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額35万円を32万円に改めるものであります。同条第2項、同条第3項につきましては、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第6条につきましては、居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の規定でありまして、同条第1項、同条第3項、同条第5項につきましては、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第6条の2につきましては、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の規定でありまして、同条第1項、同条第3項、同条第5項につきましては、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第6条の3につきましては、阪神淡路大震災にかかる雑損控除額等の特例の規定でありまして、同条第1項、同条第2項については地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第7条については、個人の町民税の配当控除の規定でありまして、同条第1項、同条第2項地方税法の改正による条文の整備であります。次の頁をお開き願います。

附則第7条の2につきましては、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の特例の規定であり地方税法の改正により削除するものであります。

附則第7条の3につきましては、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定でありまして、新たに創設されたものであります。平成20年度から

28年度までに限り平成19年度以降の所得税において、税源移譲に伴い住宅借入金等特別税額控除の適用がある者のうち、控除される所得税が減少する者については、翌年度の個人町民税において減少した金額に相当する額を減額する措置の規定であります。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、所得割の税率100分の1を100分の0.9に改め、各項において地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第9条につきましては、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の規定でありまして、比例税率化に伴い退職所得に係る町民税の特別徴収税額表の廃止と地方税法の廃止による条文の整備であります。

附則第10条の2につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でありまして、同条3項については特定優良賃貸住宅に係る減額措置を所要の経過を講じた上で廃止、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、地方税法の改正による条文の整備であります。同条第5項については、住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の創設であります。一定の基準において固定資産税を2分の1に減額するものであります。

附則第11条につきましては、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義の規定でありまして、見出しの年度を18年度から平成20年度までと改め、土地に係る負担調整措置が見直されたことによる用語の規定の整備であります。

附則第11条の2につきましては、土地の価格の特例の規定でありまして見出しの年度を平成19年度または平成20年度と改め条文の整備であります。

附則第12条につきましては、宅地に対して課する固定資産税の特例の規定でありまして、見出しの年度を平成18年度から平成20年度までと改め、同条第1項につきましては宅地等に係る固定資産税額については、前年度課税標準額に当該年度の評価額に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額を限度とする規定に改めるものであります。次のページをお開きください。

同条第2項につきましては、当該税額は当該住宅用地または商業地等の当該年度の価格に10分の8または10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額の限度に改めるものであります。同条第3項については、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を下限とする規定に改めるものであります。同条第4項につきましては、住宅用地のうち負担水準が0.8以上の土地については前年度課税標準額を据え置く規定に改めるものであります。同条第5項については、商業地等の負担水準が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税額については、前年度の税額とする規定に改めるものであります。右の頁にいけます。同条第6項につきましては、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税額については、当該年度の評価額に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とする規定であります。

附則第12条の2は地方税法の改正により削除いたします。

附則第13条につきましては、農地に対して課する固定資産税の特例の規定でありまして、見出しの年度を平成18年度から平成20年度までに改め、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第13条の3につきましては、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据え置き措置を廃止するものであります。

附則第14条につきましては、免税店の適用に関する特例の規定でありまして、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第15条の2につきましては、特別土地保有税の課税の特例の規定でありまして、同条第1項につきましては地方税法の改正による条文の整備であります。同条第2項を削除し、同条第3項を同条第2項に同条第4項を同条第3項に同条第5項を同条第4項にし、同条第6項を同条第5項に改め、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第16条の2につきましては、たばこ税の税率の特例の規定でありまして、同条第1項、同条第2項については、特例の適用は平成18年7月1日とし税率千本につき2,977円を3,298円に旧3級品については、千本につき1,412円を1,

564円と改めるものであります。

附則第16条の4につきましては、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、所得割に課する税率を100分の9を100分の7.2に改め、各項において地方税法の改正による条文の整備であります。

次のページをお開きください。

附則第17条につきましては、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定でありまして、同条第1項につきましては所得割の税率100分の3.4を100分の3に改め、同条第2項、同条第3項につきましては、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、同条第1項については譲渡益2,000万円以下の部分において所得割の税率100分の2.7を100分の2.4に改めるものであります。譲渡益2,000万円超の場合においては、54万円を48万円に改めた金額と2,000万円を控除した金額の100分の3.4を100分の3に改めた金額の合計額とするものであり、各項において地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第17条の3第1項につきましては、個人用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定でありまして、特別控除後の譲渡益6,000万円以下の部分においては、所得割の税率100分の2.7を100分の2.4に改めるものであります。特別控除後の譲渡益6,000万円を超える部分においては、162万円を144万円に改めた金額と所得割の税率100分の3.4を100分の3に改めた金額の合計額とするものであります。

附則第18条につきましては、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定でありまして、同条第1項については所得割の税率100分の6を100分の5.4に改めるものであります。同条第3項については、国等に対する譲渡について所得割の税率100分の3.4を100分の3に改め各項において地方税法の改正による条文の整備であります。同条第5項につきましては、同条第1項の規定

の適用がある場合の読み替え規定であります。

次のページにいきます。

附則第19条につきましては、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定でありまして、同条第1項につきましては、所得割の税率100分の3.4を100分の3に改め同条第2項、同条第3項を削除し同条第4項を同条第2項に改め、各項において地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第19条の2につきましては、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の規定でありまして、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則19条の3につきましては、上場株式等の譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例の規定でありまして、所得割の税率100分の2を100分の1.8に改め地方税法の改正による条文の整備であります。次の頁をお開きください。

附則第19条の4につきましては、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例の規定でありまして、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第19条の5につきましては、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の規定でありまして、同条第1項、同条第2項については、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第20条については、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の規定でありまして、同条第1項、同条第3項、同条第4項、同条第7項については、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第20条の2につきましては、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定でありまして、同条第1項につきましては所得割の税率100分の3.4を100分の3に改め条文の整備であります。同条第2項については、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則第20条の3につきましては、先物取引の砂金等決済に係る損失の繰越控除の規定でありまして地方税法の改正による条文の整備であります。第20条の4につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定

の追加であります。この規定は、我が国の居住者等が条約相手国との間で支払いを受ける配当等につき課税の取り扱いを明確化したものであります。説明については省略いたします。

次のページを開きまして右のページになります。

附則第21条につきましては、個人の町民税の負担軽減に係る特例の規定と別表を削除するものであります。第2条 上富良野町税条例の一部を次のように改正する。

附則第20条の4につきましては、条例適用率と及び条約適用配当等に係る個人町民税の課税の特例の規定でありまして、同条第2項につきましては地方税法の改正による条文の整備であります。同条第3項につきましては、所得割の税率を改めるものであります。同条第5項、同条第6項については、地方税法の改正による条文の整備であります。

附則（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(1)第1条中、町税条例第95条の改正規定及び同条例附則第16条の2の改正規定並びに附則第5条の規定は平成18年7月1日からでございます。(2)第1条中、町税条例第57条及び第59条の改正規定は平成18年10月1日からでございます。(3)第1条中、町税条例第36条の2第6項及び第53条の4の改正規定、同条例附則第9条の改正規定及び同条例別表を削る改正規定並びに次条第3項の規定は平成19年1月1日からでございます。(4)第1条中、町税条例第34条の3第1項、第34条の4、第34条の6及び第34条の7の改正規定、同条例第34条の8の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分を除く。）、同条例附則第5条第2項及び第3項並びに附則第6条から第7条までの改正規定、同条例附則第7条の2の次に1条を加える改正規定、同条例附則第8条及び第16条の4から第20条の3までの改正規定、同条例附則第21条を削る改正規定並びに第2条中、町税条例附則第20条の4第2項、第5項及び第6項の改正規定並びに次条第2項並びに附則第3条及び第6条の規定は

平成19年4月1日からでございます。(5)第1条中、町税条例第34条の2及び第36条の2第1項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定は平成20年1月1日からでございます。

次のページをお開き願ひまして、(6)第1条中、町税条例第34条の8の改正規定(「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分に限る。)、同条例附則第7条の2の改正規定及び第2条中町税条例附則第20条の4第3項の改定規定並びに次条第6項の規定については平成20年4月1日からでございます。

第2条及び次の頁の第3条につきましては、町民税に関する経過措置であります。以降経過措置についての説明は省略させていただきます。

第4条につきましては、固定資産税に関する経過措置であります。

第5条につきましては、町たばこ税に関する経過措置であります。次の頁をお開き願ひます。

第6条につきましては、町税条例の一部を改正する条例(平成17年4月1日条例第14号)の一部を改正するものであります。附則第2条第6項については条文の整備であります。第7条につきましては、上富良野町国民健康保険税条例の一部改正であります。第2条第3項につきましては、課税額の規定であり又13条につきましては、国民健康保険税の減額の規定でありまして介護納付金に係る課税限度額それぞれ8万円を9万円に改めるものであります。附則第2項につきましては、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でありまして、地方税法の改正による条文の整備であります。附則第10項については、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険の保険税の課税の特例の規定であり、同項を附則第14項とし、附則第9項については先物取引の砂金等の砂金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険の課税の特例の規定でありまして、同項を附則第13項とし、附則第8項については、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険の課税の特例の規定であり、同項を附則第12項とし、附則第7項については、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除

等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でありまして、同項を附則第11項とし、附則第6項については、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例の規定であり、同項を附則第10項とし、附則第5項については、株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例であり、同項を附則第9項とし、附則第4項については、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定であり、同項を附則第8項とし、附則第3項については、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定であり、同項を附則第7項とし、それぞれ各項において地方税法の改正による条文の整備であります。附則第2項の次に附則第3項、附則第4項、附則第5項、附則第6項を加えます。附則第3項及び第4項については、平成18年度分及び平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例の規定でありまして、公的年金等控除の適用のあるものについて、被保険者均等割、平等割の軽減判定の基準である総所得金額から平成18年、平成19年度において、それぞれ28万円、22万円を控除するものであります。附則第5項、附則第6項については、平成18年度、平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例の規定でありまして、平成18年度は平成17年中、平成19年度は平成18年中に公的年金等控除の適用を受けたものについて、国民健康保険税の所得割額の算定において平成18年度、平成19年度においてそれぞれ13万円、7万円特別控除するものであります。附則第15項については、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でありまして、地方税法の改正による条文の追加であります。最後の頁になりますが、附則第16項については条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でありまして、地方税法の改正による条文の追加であります。第8条につきましては、上富良野町国民健康保険税条例の一部改正に関する適用区分の規定でありまして、改正後の上富良野町国民健康保険税条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から附則第8項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。2、改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以降の年度分の国民健康

保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上をもちまして上富良野町税条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告と致します。

議長(中川一男君) ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受けます。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 附則第9条を次のように改めるという3ページでございますが、所得税の額の特例等のところで、5番目の附則第16条の第8項の耐震基準適合住宅のところでございますが、この耐震基準適合住宅に係る耐震の改修が完了した日から3ヶ月以内に次の基準を満たすことを証する書類を添付するというようになっておりますけど、この規定の中の3番目のところでございますが、家屋の建築年月日及び登記年月日とありますが、これはいつ建てたものでもよろしいのでしょうか。そのところをちょっと教えていただきたいんですけども。何年以降という事になるのでしょうか。何年に建てたものでもよろしいという事なのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

税務課長(高木香代子君) 基準がございまして、57年1月1日に存在した住宅について、工事が30万円以上のものについて対象にしているものでございます。それから床面積が1戸当たり120㎡相当分まで、それからこの適用でございまして平成18年1月1日から平成21年12月31日まで改修した場合は3年間、平成22年1月1日から平成24年12月31日まで改修した場合は2年間、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修した場合は、1年間という規定でございます。

議長(中川一男君) 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 質疑がなければこれをもって本件の報告を終わります。

日程第4 報告第2号

議長(中川一男君) 日程第4 報告第2号専決処分(衣川橋橋梁架替工事(下部工)請負契約変更の件)の報告を行います。

本件の報告を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(早川俊博君) ただいま上程いただきました報告第2号につきまして専決処分の経緯をご説明申し上げます。

本工事は平成17年12月28日議決をいただき、工期を平成18年3月31日までとし株式会社アラタ工業が工事を進めて参りましたが、工事期間中に橋台の土砂掘削におきまして当初想定しておりました岩掘削が、高いラインで発生した事から岩掘削料を増額し設計変更する事で、平成18年3月22日専決処分を行い契約変更を行ったものでございます。以下朗読をもって説明とさせていただきます。

報告第2号専決処分報告の件。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。記。処分事項。衣川橋橋梁架替工事(下部工)請負契約変更の件。裏面を見ていただきたいと思います。専決処分書。衣川橋橋梁架替工事(下部工)請負契約の締結(平成17年12月28日議決を経た議案第21号に係るもの)を、次により変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成18年3月22日。上富良野町長尾岸孝雄。記。変更事項。契約金額変更前5,229万円。変更後につきましては、11万5,500円増の5,240万5,500円でございます。以上専決処分の報告とします。ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(中川一男君) ただいまの報告に対し、質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければこれをもって本件の報告を終わります。

日程第5 議案第1号

議長(中川一男君) 日程第5 議案第1号専決処分(平成17年度上富良野町一般会計補正予算(第7号))の承認を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(北川雅一君) ただいま上程いた

だきました議案第1号平成17年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)の専決処分を行いました要旨をご説明申し上げます。

本件は、これから申し上げます4点の要因によりまして年度末の3月31日をもって町長において専決処分を行った次第であります。

1点目は、普通交付税、特別交付税についてありますが、3月交付分の決定の結果、普通交付税においては605万3,000円が追加交付され、総額26億494万3,000円で、前年度対比0.2%減となり、特別交付税においては、当初予算より2,414万8,000円増の総額2億6,414万8,000円で、前年度対比10.7%減となったところであります。普通交付税においては、前年7月時点での交付額調整分が全額戻入れとなり、特別交付税においては当初予算計上時点で、全国的に合併の動向等のなかにおいて特殊要因に該当しない自治体におきましては、過大見積りをしないよう旨、助言を受けておりました。結果といたしまして、本町におきましては先程申し上げました2,414万8,000円の増となったところであります。このほか国から交付される地方譲与税をはじめ各種の交付金額の確定に合わせて、予算の更正手続きをとったところであります。加えまして、町税の収納につきましても諸対応によりまして458万3,000円を増額計上したところであります。

2点目は、寄付関係であります。上富良野振興公社から1,500万円、また町民の方から2件で7万円頂戴いたしました。寄付を頂きました方の趣旨に沿いまして、予算措置を講じたところでございます。

3点目は、既定の事業に関しましてであります。島津地区道営経営体育成基盤整備事業に関わる道費負担率の変更に伴い、繰越明許費分の金額の増額を行ったところであります。また草分地区道営農地防災事業ほか3事業につきましても、事業費の最終確定により財源として見込んでおりました起債額に変更が生じました。特に郷土館天井石綿吹付け改修事業においては、当初の見込みより対象範囲が拡大された内容で、制度運用となったところから起債限度額が大幅に増額になっております。その他既定の事務事業に関わる予算につきましても、必要に応じま

して予算の減額補正を行いましたほか、特に新たな対応を必要とするものにつきましては、予算化を図ったところであります。

4点目は、これまで申し上げました案件の調整の結果、さらに財源的に余剰となります部分につきましては、今後の財政需要に備え財政調整基金へ3,000万円、十勝岳地区開発事業基金へ1,000万円、減債基金へ4,000万円をそれぞれ積み立てることを内容として予算の専決処分を行った次第でございます。

それでは以下議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますのでご了承賜りたいと思います。

議案第1号。専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項、平成17年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)。

裏面をご覧くださいと思います。

専決処分書。

平成17年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年3月31日、上富良野町長尾岸孝雄。

それでは、予算書につきましては、議決対象項目につきまして朗読して参ります。

平成17年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)。

平成17年度上富良野町の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,973万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,551万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

1ページに移ります。

この第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表。歳入歳出予算補正。

1歳入。1款町税458万3,000円。2款地方譲与税58万6,000円。3款利子割交付金215万2,000円。4款配当割交付金55万6,000円。5款株式等譲渡所得割交付金143万円。6款地方消費税交付金1,136万円の減。7款国有提供施設等所在市町村助成交付金37万4,000円の減。8款自動車取得税交付金151万8,000円。10款地方交付税3,020万1,000円。11款交通安全対策特別交付金5万3,000円。14款国庫支出金78万1,000円。15款道支出金33万6,000円。17款寄付金1,507万円。

2ページに移ります。

18款繰入金4万3,000円の減。20款諸収入94万4,000円。21款町債330万円。歳入合計4,973万3,000円となります。

3ページをお開き願います。

2歳出について申し上げます。2款総務費3,000万円。4款衛生費19万3,000円。6款農林業費94万4,000円。7款商工費1,000万円。10款教育費5万2,000円の減。12款公債費4,000万円。15款予備費3,135万2,000円の減でございます。歳出合計が4,973万3,000円となります。

次に4ページに移ります。

第2表繰越明許費補正であります。

ここにつきましては、記載の事業につきまして道費負担率の変更に伴いまして、金額の増額を行ったところでございます。次に第3表地方債補正であります。記載の4件の事業につきまして、冒頭説明申し上げます。冒頭説明申し上げます。最終確定に伴い、変更をいたすものであります。

以上議案第1号平成17年度上富良野町一般会計

補正予算(7号)の専決処分の内容の説明といたします。お認め下さいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第2号

議長(中川一男君) 日程第6 議案第2号専決処分(平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第4号)の承認を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(尾崎茂雄君) ただいま上程されました議案第2号の専決処分を行いました平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案の要旨をご説明申し上げます。

平成17年度におきまして高額な医療費の発生により、医療給付費が見込みより増加した為3月31日付けで専決処分を行いましたので、承認を求めるものであります。

以下、議案を朗読しながら要点の説明をして参ります。

議案第2号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項、平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第4号)。

次に専決処分に移ります。

専決処分書。

平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予

算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年3月31日。上富良野町長尾岸孝雄。
次に予算内容に入ります。

平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第4号）。

平成17年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ994万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,045万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表 歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

1、歳入

1 款支払基金交付金510万8,000円。2 款国庫支出金213万8,000円。3 款道支出金53万5,000円。4 款繰入金19万3,000円。6 款諸収入197万3,000円。歳入補正合計といたしまして994万7,000円となります。2 歳出。1 款総務費34万2,000円の減。2 款医療諸費1,028万9,000円。歳出補正合計としまして994万7,000円となります。

次ページ歳入歳出予算補正事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。ご審議賜りましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。よっ

て本件は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第3号

議長（中川一男君） 日程第7 議案第3号平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました議案第3号平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）の提案要旨につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、ベベルイ川砂防事業につきまして平成17年度に行った基本設計において、ベベルイ川支流の土砂対策として新たに沈砂土工の設計が必要となり、施工箇所が演習場内であることから訓練実施で調査期間が限定され、また降雪前に調査完了させる為に早期対応を図りたく、この度実施設計費の予算措置をお願いするものであります。

以下議案の議決事項のみご説明申し上げます。

議案第3号、平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）。

平成18年度上富良野町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,359万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,159万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開き願います。

第1表、内容につきましては、議決項目であります款と補正額を朗読し説明といたします。

歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14 款国庫支出金1,359万8,000円。歳入合計1,359万8,000円。2 歳出。8 款土木費1,359万8,000円。歳出合計1,359万8,000円でございます。

2ページ以降につきましては、この補正予算に関する説明書部分でありますので、ご高覧頂いていることで説明については省略させていただきます。

これをもちまして議案第3号平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご審議いただきまして原案をお認め下さいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって質疑討論を終了いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第4号平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第4号平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成17年度老人保健特別会計決算におきまして、当該年度中の国等の交付額が必要額に不足し、約3,900万円程度の歳入不足を生じる見込みであり、その不足額を平成18年度老人保健特別会計より繰り上げ充用するものであります。

以下議案を朗読しながら説明と致します。

議案第4号平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

平成18年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,912万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,379万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款支払基金交付金、1,031万1,000円。

2款国庫支出金2,593万円。3款道支出金28万3,000円。

歳入補正合計としまして3,912万4,000円となります。

2、歳出。

3款諸支出金3万1,000円。4款前年度繰上充用金3,909万3,000円。歳出補正合計としまして3,912万4,000円となります。

次ページ歳入歳出予算補正事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。ご審議賜りましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって質疑討論を終了いたします。

これより議案第4号を採決致します。

本件は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議案第1号

議長（中川一男君） 日程第9 発議案第1号高校再編に伴う北海道上富良野高等学校の存続を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

10番仲島康行君。

10番(仲島康行君) 発議案第1号として、高校再編に伴う北海道上富良野高等学校の存続を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成18年5月12日提出。上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員仲島康行。

賛成者、同じく中村有秀君。長谷川徳行君。

提出先北海道知事。北海道教育委員会教育長。

高校再編に伴う北海道上富良野高等学校の存続を求める意見書。

北海道上富良野高等学校は昭和23年10月に北海道上富良野高等学校上富良野分校として設置認可され、常に地元の高等学校として57年間にわたり地域の高校教育の推進に寄与し、卒業生3,292名を輩出し、あらゆる分野において活躍しているところであります。

この北海道上富良野高等学校が上富良野町に存在することにより、中富良野町をはじめ近隣市町村からの入学希望者もあり、富良野圏域が一体となった高校教育の振興が図られるとともに地域の発展や経済の活性化にも大きく貢献されております。

北海道上富良野高等学校の運営においては、学力の向上はもとより、地域の特徴を生かした取り組みを実施し、上富良野町最大のイベントである「花と炎の四季彩まつり」にも積極的に参加し、地域と密着した特色ある学校づくりに努めており、上富良野町民をはじめ近隣の市町村からの期待も高まっているところであります。

平成17年12月に北海道教育委員会は、高校教育推進検討会議から、「これからの本道における高校教育のあるべき姿とそれを踏まえた高校配置のあり方について」の答申を受け、平成18年2月に『新たな「高校教育に関する指針」』の素案を公表し、北海道議会文教委員会に説明して、平成18年度中に指針を策定する予定と聞いております。

北海道教育委員会の指針の素案は、ほぼ高校教育推進検討会議からの答申にそった内容であり、高校の適正規模の基本を1学年あたり4から8学級とし、1学年3学級以下の高校は、原則として、近隣高校

との再編整備による学校規模の適正化を図り、1学年2学級以下の小規模校は、再編整備するとの内容になっております。

北海道上富良野高等学校は、1学年2学級であり生徒の約7割が上富良野町内出身者で、中富良野町や富良野市からも通学している状況にあります。

また、本町の恵まれた自然環境の中で地域の特性を生かし、小規模校特有の特色ある地域に根ざした教育を希望する生徒が増えつつあり、これまでも地域経済を担う若者を数多く社会に送り出し、また、昨年の新校舎落成を機に「上富良野高等学校サポーターズクラブ」が組織され、上高、地域、家庭が一体となって上富良野高等学校を支える体制ができたところであり、町内の小・中・高校と連携した人づくりや町民との交流など、本町のまちづくりにおいて大きな存在となっております。

北海道教育委員会の指針の素案がそのまま実施されますと、北海道上富良野高等学校は再編整備の対象となり、上富良野町から道立高校がなくなることは地域の活性化や経済にもおおきな影響をもたらします。

つきましては、以上のような地域の実情をご理解いただき、北海道上富良野高等学校の存続を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年5月12日。北海道空知郡上富良野町議会議長中川一男。

以上よろしくお認め下さいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) これをもって質疑討論を終了いたします。

これより発議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（中川一男君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。これにて、平成18年第1回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時10分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 1 8 年 5 月 1 2 日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署 名 議 員 小 野 忠

署 名 議 員 米 谷 一